

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年4月18日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝システム欧州社(以下「TEG」)に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝システム欧州社
住 所 Hammfelddamm 8, 41460 Neuss, Germany
代表者 Damian Jaume, Managing Director,
Toshinori Yoshioka, Managing Director

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

訴訟 2008年1月25日
訴訟 2011年2月7日

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者

名 称 Zentralstelle für private Überspielungsrechte(以下「原告」)
住 所 Rosenheimer Straße 11, 81667 München, Germany
代表者 GEMA()(取締役 Dr. Harald Heker, Lorenzo Colobmini, Georg Oeller)
GEMA(Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und mechanische Vervielfältigungsrechte):
ドイツ著作権管理団体、原告の議決権を有する株主

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

ドイツの著作権補償金徴収団体である原告は、TEGが2002年から2005年に販売したPC製品に関する著作権補償金支払を求める訴訟を提起(訴訟)するとともに、2006年から2007年に販売したPC製品に関する著作権補償金支払を求める訴訟も提起(訴訟)していました。原告は、訴状において請求額を明らかにしておりませんでした。これまで訴訟手続きを進めてまいりましたが、今般和解が成立いたしました。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日
2018年4月13日

解決の内容及び損害賠償支払金額

TEGは、原告に対し、訴訟 及び訴訟 の和解金として約824万ユーロを支払うことで和解しました。

以 上